

第60号議案

八王子市運動場条例の一部を改正する条例設定について

八王子市運動場条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成31年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市運動場条例の一部を改正する条例

八王子市運動場条例（昭和42年八王子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
区分	施設	単位	金額（円）	区分	施設	単位	金額（円）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<u>備考 単位の欄に規定する時間の範囲を超えて使用する場合には、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、使用料額の30分相当額を徴収する。この場合において、当該30分相当額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u>							

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八王子市運動場条例（以下「新条例」という。）の規定による施行日以後の運動場の施設の使用に関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても新条例の例により行うことができる。

- 3 施行日以後の運動場の施設の使用については、施行日前においても、新条例別表第2備考に定める使用料の額を徴収することができる。